

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

貝塚市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

貝塚市長

公表日

令和5年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務
②事務の概要	<p>【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する事務】 (事務の内容) 「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」(令和3年12月21日付府政経運第423号通知)に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として、1世帯に10万円を支給する。 なお、本給付金の支給するための基礎とする情報の管理に関する事務においては、特定個人情報を管理することができる。 (支給対象者) 令和3年12月10日基準日において、世帯全員が、令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯 令和3年度分住民税非課税世帯以外で、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月以降に、家計が急変し、世帯全員が住民税非課税と同様の事情にある世帯と見なされる世帯</p> <p>【電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給する事務】 (事務の内容) 「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」(令和4年9月26日付府政経運第394号通知)に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として、1世帯に5万円を支給する。 なお、本給付金の支給するための基礎とする情報の管理に関する事務においては、特定個人情報を管理することができる。 (支給対象者) 令和4年9月30日基準日において、世帯全員が、令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯 令和4年度分住民税非課税世帯以外で、令和4年1月以降に、予期せず家計が急変し、世帯全員が住民税非課税と同様の事情にある世帯と見なされる世帯</p> <p>(特定個人情報を取り扱う事務の内容) 本給付金の要件を判定する必要がある者について、個人番号を利用して、情報連携にて、情報照会を行い、要件判定を行う。</p>
③システムの名称	・住民基本台帳ネットワークシステム ・中間サーバー ・統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という) 第9条第1項 別表第一の101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二121の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉総務課
②所属長の役職名	福祉総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒597-8585 貝塚市島中1丁目17番1号 健康福祉部福祉総務課 072-433-7089
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒597-8585 貝塚市島中1丁目17番1号 健康福祉部福祉総務課 072-433-7089

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月19日	1-②	<p>(事務の内容)</p> <p>「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」(令和3年12月21日付府政経運第423号通知)に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として、1世帯に10万円を支給する。</p> <p>なお、本給付金の支給するための基礎とする情報の管理に関する事務においては、特定個人情報管理することができる。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>令和3年12月10日基準日において、世帯全員が、令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯</p> <p>令和3年度分住民税非課税世帯以外で、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月以降に、家計が急変し、世帯全員が住民税非課税と同様の事情にある世帯と見なされる世帯</p> <p>(特定個人情報を取り扱う事務の内容)</p> <p>本給付金の要件を判定する必要がある者について、個人番号を利用して、情報連携にて、情報照会を行い、要件判定を行う。</p>	<p>【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する事務】</p> <p>(事務の内容)</p> <p>「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」(令和3年12月21日付府政経運第423号通知)に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として、1世帯に10万円を支給する。</p> <p>なお、本給付金の支給するための基礎とする情報の管理に関する事務においては、特定個人情報管理することができる。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>令和3年12月10日基準日において、世帯全員が、令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯</p> <p>令和3年度分住民税非課税世帯以外で、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月以降に、家計が急変し、世帯全員が住民税非課税と同様の事情にある世帯と見なされる世帯</p> <p>【電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給する事務】</p> <p>(事務の内容)</p> <p>「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」(令和4年9月26日付府政経運第394号通知)に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として、1世帯に5万円を支給する。</p> <p>なお、本給付金の支給するための基礎とする情報の管理に関する事務においては、特定個人情報管理することができる。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>令和4年9月30日基準日において、世帯全員が、令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯</p> <p>令和4年度分住民税非課税世帯以外で、令和4年1月以降に、予期せず家計が急変し、世帯全員が住民税非課税と同様の事情にある世帯と</p>	事前	
令和4年10月19日	3	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という) 第9条第1項 別表第一の100の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第73条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という) 第9条第1項 別表第一の101の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条</p>	事前	

